

議案第 26 号

甲府市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
甲府市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように定め
る。

令和 6 年 2 月 28 日提出

甲府市長 橋口 雄一

甲府市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
甲府市老人デイサービスセンター条例（平成 17 年 12 月条例第 59 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条の表甲府市上九一色デイサービスセンターの項を削る。
第 7 条第 2 項を次のように改める。
2 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 6 時 30 分（11 月から翌年 3 月ま
での間は、午後 4 時）までとする。

附 則
この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

上九一色デイサービスセンターを廃止するについては、この条例を制定する必要
がある。これが、この条例案を提出する理由である。